

やりつ放しが多く結末がついてゐない。  
5. 農民の中に黨の政策綱領が浸透してゐない。  
等々が考へられる従つて農村地區に於て組織的方面其他に左記の事項が考へられる。

- A. 黨の農村政策(テーゼ)の確立の必要。
- B. 全農再建闘争をより組織的に行うこと。
- C. 農業恐慌の中にあえぐ農民を大衆的に組織する 大衆的組織の確立。
- D. 黨員大衆の一人々々に至る迄黨の政策綱領を浸透させる爲に部落(班)分會確立の必要。
- E. 機關紙配布網の確立。
- F. 全國的オルグの配置統制。
- G. 聯合會書記局、常任部の確立。
- H. 遊説の場合はオルグとしての役割を果せる人を一名必ず派遣すること。

以上のA、Bを除く以外は都會地區の支部、支部聯合會にも適用出来る。

二、都會地區 (選挙の結果は力相應に戦つてゐる)  
都會地區に於て相當の成績を挙げ得た原因は『労働組合の組織力と日常の闘争結果である。然し黨と組合との混合、黨

意識の不達は此處にも發することが出来る。又工場への働きかけの不足を感ずる。都會に於ける工場班の組織は絶対に必要である。

三、社会民衆黨との對比  
社民三名我黨十三名(社民は農村皆無)は協調か闘争かの戦の勝利である。我黨の日常、闘争組織がより大衆的なことを示すものである。

#### 四、財政と組織

組織運動は常に財源を必要とする。従つて組織部は常に財務部と協力して支部の財政的統制を嚴重にして財務の確立をはかる必要がある。

五、各支部聯並に地區に應じて組織の特別方針を打ち立て常に全國的オルグ、地方的オルグの講習會、研究會を持つ必要がある。

六、選挙闘争の組織が大衆的基礎の上におかれなかつた。將來闘争を大衆的基礎の上におく可きである。

以上は選挙批判を兼ねた組織的方面の批判であるが、組織部は更に黨組織全體の検討をなす必要がある。

2. 當面の組織闘争に関する件

常任執行委員會へ左記内容の意見書を提出すること。

實を以ては必要がある。それが爲には

- (1) 常任部の意義——擴充。
- (2) 各専門部の持つ意義——擴充。
- (3) 財務部の確立——有給書記の増員。
- (4) 常任執行委員の更迭。
- (5) 各部規定を設け其規定に従つて行動すること。
- (6) 常任部制度の採用。
- (7) 各専門部の連絡會議の開催。
- (8) 借家人團體、消費組合、水平社、其他の無産團體との

連絡  
等々の組織運動が必要である。  
此の組織闘争は支部、支部聯合會へも通用す可きである。

3. 中央執行委員會に關する件。

組織部の組織的方面の批判を常任中央執行委員會を通じて中央執行委員會に提出し組織的方面の擴充を期すること。  
4. 職場班に關する件

#### 支部組織部長會議報告

日時 十一月五日

場所 芝御成門ソハ屋樓上

出席者 淺沼、岩崎、角田、田原(本部)川見、中瀬(兵庫)細

田(茨城)林(長野)山崎(東京)加藤(岐阜)石原(山梨)

横川(岩手)横手(愛知)清澤(新潟)重里(和井)

報告

農村委員會報告

角田

(擴大委員會報告参照)

愛知縣聯

横井

名古屋支部合同未完成、黨本部がもつと地方的に働きかける必要がある。

岐阜縣聯、岐阜は一つの聯合會がある、西部聯合會は中部農民組合を土臺として東濃地方は黨としての活動がある、黨費

拾錢

東京

淺沼、山崎

府聯合會を來る十一月十五日に舉げる豫定、支部單位の町